

寒河江市地域見守りネットワーク事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 地域見守りネットワーク事業（以下「ネットワーク事業」という。）は、地域住民による助けあいや支えあい活動を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりを目的とする。

(組織)

第2条 ネットワーク事業は、寒河江市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が中心となり、運営主体である地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）、町会長、民生委員児童委員（以下「民生児童委員」という。）、地域福祉推進員及び各町会並びに行政その他関係機関と連携して実施するものとする。

2 市社協は、地区社協及び行政その他関係機関との連絡調整、その他ネットワーク事業の推進に必要な支援を行うものとする。

3 地区社協は、地域の実情に応じて各地区の方針や具体的方策等について企画立案を行い、必要に応じて研修会を開催するなど各町会の見守り活動を支援するものとする。

4 町会長は、民生児童委員及び地域福祉推進員で構成する三者懇談会などを開催し、見守りが必要な世帯（以下「対象世帯」という。）の選定、並びに見守りの方法や体制について協議を行うものとする。

5 民生児童委員は、三者懇談会などにおいてアドバイスとサポートを行うものとする。

(事業内容)

第3条 各町会では、地域福祉推進員が対象世帯に対し、町会長及び民生児童委員並びに対象者の属する隣組や隣近所（以下「隣組等」という。）の協力を得て、見守りを行うものとする。

2 地域福祉推進員は、対象世帯の定期的な声掛け訪問活動、隣組等と連携して日常的な見守り活動を行うものとする。その際、対象者に異変を感じた場合は、速やかに町会長及び民生児童委員に連絡するものとする。

(対象者)

第4条 ネットワーク事業の対象世帯は、次の各号に掲げるもののうち、三者懇談会において選定したものとする。

- (1) 一人暮らし世帯及び高齢者のみの世帯
- (2) 障がい者がいる世帯及び支援を必要とする子どもや保護者がいる世帯
- (3) その他支援が必要と判断される世帯

(地域福祉推進員の設置)

第5条 地域福祉推進員は、各町会に概ね50世帯を単位に1人の割合で置くものとし、原則として町会長と兼ねることはできないものとする。

(地域福祉推進員の役割)

第6条 地域福祉推進員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 対象世帯の定期的、日常的な見守りによる福祉ニーズの把握及び町会長等関係者との連絡
- (2) 町会内における福祉に関する簡易な情報提供
- (3) 市社協、地区社協並びにサロン等地域で実施する福祉事業への参加協力
(地域福祉推進員の委嘱等)

第7条 地域福祉推進員は、町会より選任され、地区社協会長の推薦を受け、市社協会長が委嘱し、併せて地域福祉推進員証を交付するものとする。

2 地域福祉推進員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠により委嘱された地域福祉推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(地域福祉推進員の活動費)

第8条 地域福祉推進員に活動費を支給し、その額は1人当たり年額5,000円とする。

(守秘義務)

第9条 ネットワーク事業に関わる者は、見守り活動を実施するうえで知り得た情報を当該事業の目的以外に利用し、又は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年9月9日から施行する。

2 地域福祉推進員設置に関する要綱（平成23年4月1日施行）は、廃止する。